

# 入札説明書

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託

(令和8年6月12日付け公告)

埼玉県議会事務局政策調査課

# 入札説明書

この入札説明書は、埼玉県が発注する「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託
- (2) 予定数量 1, 450, 000部×3回
- (3) 業務の仕様等 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和8年7月6日（月）から令和9年2月26日（金）まで
- (5) 履行場所 県内全域

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA等級に格付けされ、「広報紙新聞折り込み及び配布」を行う者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、新聞折り込み及び配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。
- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所が確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配達が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための手順を示せること。

## 3 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、別紙様式1の一般競争入札参加資格確認申請書のほか、別紙様式1の4に定める競争入札参加者に必要な書類を15(3)に掲げる期限までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札執行事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 4 入札説明書等に関する質疑

入札説明書、仕様書などに対する質問方法は次による。

## (1) 質問票の受付

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問票（別紙様式4）を提出すること。

提出後は、電話で質問票の到達確認を行うこと。

なお、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

ただし、入札手続きなど事務手続きに関する質問はこの限りではない。

### ア 受付期間

令和8年6月17日（水）午後3時まで

### イ 提出先

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当

メール a6250-03@pref.saitama.lg.jp

## (2) 質問票への回答

競争入札参加資格者全員に共通な質問については、令和8年6月19日（金）までに、全ての競争入札参加資格者へ回答する。

## 5 入札

(1) 競争入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義があるときは、4のとおり質問することができる。ただし、入札後入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約の事務を担当する部局及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当

電話 048-830-6257（直通）

(4) ア 入札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 令和8年7月6日（月）午後2時00分

イ 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 令和8年7月3日（金）

午後5時00分

なお、書留郵便によること。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければならない。また、代理人は別紙様式3による入札権限等に関する委任状も併せて提出しなければならない。

ア 名称（調達等件名）

イ 場所等（履行場所等）

ウ 入札金額

エ 入札保証金

- オ 競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）
- カ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、別紙様式2による入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (7) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和8年7月6日開札〔調達等件名〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札書は、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和8年7月6日開札〔調達等件名〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。また、再度入札を2回まで行うので「1回入札」、「再度入札（回目）」、「入札辞退届」の区別を記載しなければならない。
- (9) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (10) 入札執行権者は、競争入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (11) 競争入札参加者又はその代理人の入札金額は、当該業務に係る費用のほか、輸送費、保険料、関税等業務の遂行に要する一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。
- (12) 入札金額は、4ページ物（3回）1部当たりの単価、及び各単価に予定数量と回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載されたそれぞれの単価に予定数量及び回数に乗じて得た額の合計額により行う。
- 予定数量 1, 450, 000部
- 回数 3回
- また、入札書に記載された合計額に当該合計額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (13) 競争入札参加者又はその代理人は、請負代金の支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 2(2)に定める競争入札参加者に必要な資格のない者で、競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札者は落札決定の対象としない。

## 6 開札

- (1) 開札の場所及び日時  
埼玉県議会事務局総務課分室 令和8年7月6日(月) 午後2時00分
- (2) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札会場には、競争入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係りのある職員及び(2)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場できない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に埼玉県が交付した「物品関係等競争入札参加資格審査結果通知書」及び身分証明書を提示しなければならない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- (7) 開札会場において、次の各号に該当するものは当該会場から退場させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (8) 競争入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の競争入札参加者の代理人になることができない。
- (9) 開札をした場合において、競争入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札を2回まで行っても落札しないときは、入札を打ち切り、契約希望者による見積競争を行うものとする。

## 7 入札保証金

- (1) 入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(算式)

$$\text{入札書に記載する金額（4ページ物1部当たりの単価）} \times 1,450,000 \text{部} \times 3 \text{回} \times 1.1 \times 0.05$$
- (2) 入札者は、入札保証金を納付する場合には、次のアかイのいずれかの方法により納付するものとする。
  - ア 埼玉県が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、入札保証金相当額（(1)の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに入札書とともに提出する。
  - イ 開札日に、別紙様式第73号の2(1)「入札保証金納付書」により、現金で納付する。
- (3) 入札者は、入札保証金に代えて担保（財務規則第81条の3参照）を提供する場合には、別紙様式第73号の3(1)「保管有価証券納付書」に必要事項を記載し、開札

日に提出するものとする。

- (4) 契約の相手方が決定したときは、埼玉県は、落札しなかった入札者に対し、納付した入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。
- (5) 入札保証金は落札者が契約を締結しないときは、埼玉県に帰属する。
- (6) (1) の入札保証金の納付の免除を希望する場合は、次のアからウまでのいずれかを提出しなければならない。
  - ア 財務規則第93条第2項第1号に該当する場合は、当該保険証書を入札書の提出期限までに提出する。
  - イ 財務規則第93条第2項第2号に該当する場合は、銀行等又は保証事業会社の保証の予約を証する書類を令和8年6月25日（木）までに5(3)宛て、提出する。
  - ウ 財務規則第93条第2項第3号に該当する場合は、該当する契約書の写し及び履行を証明する書類を別紙様式5の書類と合わせて令和8年6月25日（木）までに5(3)宛て、提出する。

## 8 契約保証金

### (1) 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(算式)

$$\text{契約単価（4ページ物1部当たりの単価）} \times 1,450,000 \text{部} \times 3 \text{回} \times 1.1 \times 0.1$$

- (2) 契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、埼玉県に帰属する。

## 9 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に記した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 調達等件名及び入札金額のない入札書
- (4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (5) 調達等件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札保証金を納付しない場合又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない場合の当該入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としない入札書（競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）、代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (8) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (9) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (10) 2通以上の入札書を提出した者が提出した入札書又は2以上の者の代理をした者が

提出した入札書

- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札を決定したときは、直ちに当該入札者に、その旨を発表する。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (7) 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者がなかったときはその旨を、速やかに入札者に通知する。

## 11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 電子契約の場合は、契約書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。書面の場合は、契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 12 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

## 13 支払条件

- (1) 発注者埼玉県は、新聞折り込み及び配布業務が完了したとき、その都度、受注者から提出される報告書に基づき検査を行い、当該検査後、受注者の支払請求に基づき、当該代金を支払うものとする。
- (2) 発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

14 競争入札参加者の資格審査に関する事項の照会先及び競争入札参加資格審査申請書の提出先等

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県総務部入札審査課審査担当（県庁本庁舎3階）  
電話 048-830-5775（直通）

15 入札参加に関して提出する書類及び提出期限

(1) 入札参加に関して提出する書類等

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- イ 担当者名簿（別紙様式1-付表1）
- ウ 新聞折り込み及び配布までの工程予定表（別紙様式1-付表2）
- エ 新聞折り込み販売店一覧表（販売店名、住所、取り扱い新聞名、折り込み部数（令和8年6月1日現在）を明記）
- オ 納品場所の所在地を示す地図（名称、住所、一時保管場所であることを明記）

(2) 提出場所

入札書の提出場所と同じ

(3) 提出期限

令和8年6月25日（木）午後5時まで